

混信を防ぐ周波数変更工事に協力を

# より役立つ広報無線へ



▲みなさまおはようございます…今日も声の広報が街に流れる

市の行事や催し、火災、行方不明などの放送で「声の広報」として市民のみなさんに親しまれている広報無線の周波数を、地震などの災害時に近隣市町と混信しないよう変更いたします。

周波数変更工事は、現在各受信局(広報塔)のアンテナを取替え中ですが、

2月28日から3月9日にかけて、送信機と受信機を取替えますので放送が聞こえなくなります。

市民のみなさんには、なるべくご迷惑をかけないよう短期間で変更工事を行いますのでご協力をお願いします。

## 全国一の広報無線だが…

この広報無線は、昭和33年11月に開局して、市内全域で放送が聞こえるよう、受信局の充実、改善をはかってきました。

現在市内に設置されている受信局は210局ですが、3月までには225局になります。このうち停電になっても使用できる非常電源装置つきは122局で、スピーカーで音を流す屋

外方式の広報無線としては、全国一の規模です。

しかし、富士川町・西伊豆町・伊東市が同じ周波数65.51メガヘルツを使用しています。このため混信が起きないよう富士川町とは時間調整をし、送信機にも同時に放送できないようロック装置がついています。

実際に災害が発生したらどうでし



### 税証明のとり方

(おたずねします) 私用で納税証明が必要になった場合、どのような手続きをしたらよいか、教えてください。(一市民)

(おこたえします) 税の証明には納税証明と、完納証明があります。

使用目的や提出先により異なりますので特に注意してください。

納税証明は、市税の税目ごとの証明で、完納証明は、全部の税目について滞納がないことの証明です。

申請するときは次のことに注意してください。

◆証明してほしい人の住所、氏名、証明書に記載する年度と税目、町名を必ず記入してください。

◆住所を変更したときは、旧住所、

現住所、変更月日を記入してください。

◆市税を納めてから1週間以内にその市税の証明を申請する場合は、その領収書を持ってきてください。

◆持ってくるものは、申請者の印鑑と手数料1通100円が必要です。

◆代理人のときは、承諾書と代理人の印鑑を持ってきてください。ただし、証明する市税の領収書を提示すれば、承諾書はいりません。法人の場合は社印が必要です。

・この申請窓口は、市民課または納税課です。(市納税課)